

シリーズ「国民健康保険」の話

2

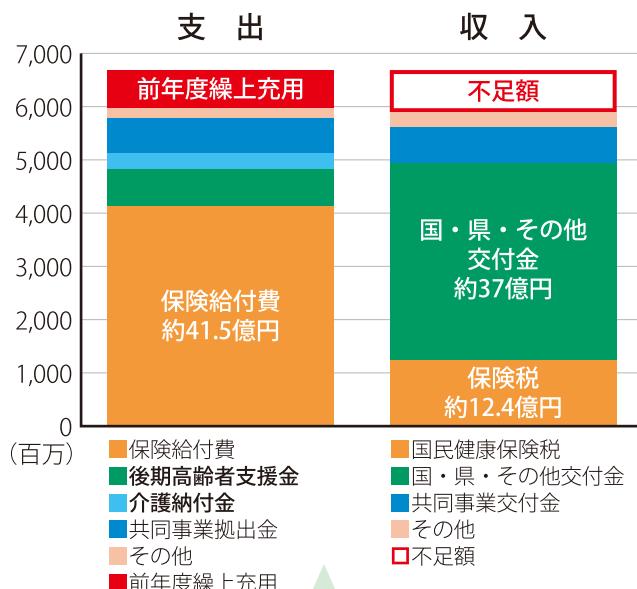
カモン君

●問合せ先 国保年金課国保係 272-2111(内線424・425)

前回は「健康保険制度」のしくみと、健康保険の厳しい財政状況をご説明しました。

続いて、昨年度(平成25年度)の小郡市の国民健康保険(国保)の決算を具体的に見ていきます。

平成25年度の国保会計の決算状況



25年度支出の「前年度繰上充用」は、24年度収入の不足額を補ったための支出です。同様に、25年度収入の不足額は、26年度支出の前借りで補填されています。単年度収支が赤字になると、不足額が増えるわけですから、繰上充用額は増えています。ぱっと見ると帳尻が合っているようですが、実際は、この繰上充用額は、累積赤字額と同じことなのです。

国保の運営は、市の一般会計とは分けて行われています。左がその「国民健康保険事業特別会計」の昨年度の決算状況です。

主な支出は、加入者の医療費の保険負担分にある保険給付費、主な収入は加入者から納めていただく保険税や国・県・その他からの交付金です。25年度は支出に対して収入が足りず、**単年度で7千4百万円の赤字**となりました。

さて、皆さんはお給料やお小遣いが足りなくなりそうなときどうしますか？



朝と昼と夜の
おやつを減らしか
ないか…

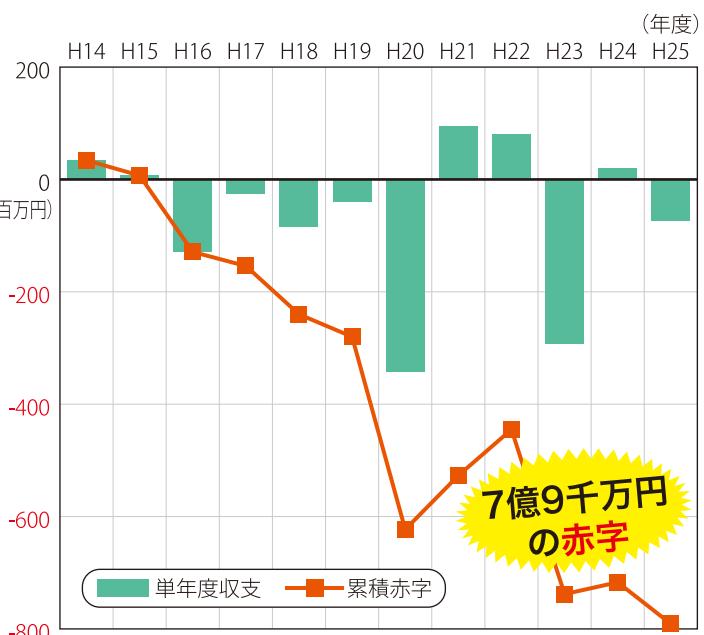
しかし、健康保険は、必要に応じて支出を減らすことができません。現に発生した皆さんの医療費を払わなければならないからです。そのため、収入が不足するときは、翌年度の予算から不足分を借りるということを行っています(繰上充用)。

ピンチ！増え続ける赤字

実は、小郡市国保は近年ほぼ赤字の状態が続いているおり、平成16年度からは「繰上充用」を重ねることで運営を行っています。

平成25年度決算時点での累積赤字額は、なんと**約7億9千万円**にのぼっています。

一般的の家庭に例えると、給料だけでは家計が貯えないため、翌月の給料の前借りをしてその月の支払いに充てるこれを繰り返している状態で、家計が危機的な状況にあると言っても過言ではありません。



どうして赤字が増えているの？

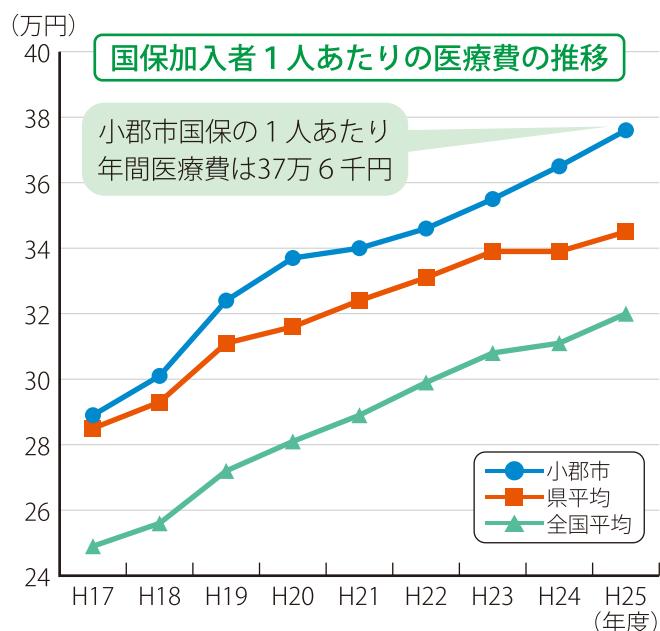
赤字が増えるのは、収入を上回るペースで支出が増えているからです。

決算状況のとおり、小都市国保の最大の支出は加入者の保険給付費(医療費)です。前回ご説明したように、日本では医療費が年々増加を続けており、小都市国保でもそれは同様です。

要因としては、高齢化による医療ニーズの増大や高額な治療が一般的になってきたことなどがあげられます。

特に、市町村の運営する国保は、退職後に加入する人の割合が多いため、医療費も多くなる傾向があります。

病気やけがを治すために治療を受けるのは当然ですから、医療費の増加は仕方のないことだととも考えられます。しかし、このまま医療費が増え続ければ、現在の健康保険制度は維持できなくなってしまいます。



4ページの決算グラフ(支出)の中に「後期高齢者支援金(緑色)」「介護納付金(水色)」という項目があります。これらは「後期高齢者医療制度」および「介護保険制度」との関わりによって発生するもので、この支出も国保の大きな負担となっています。

国保をはじめとする健康保険は、加入者を守る医療保険であるだけでなく、日本を支える他の社会保障制度全体の一部としての役割を担っています。次回は、この「後期高齢者支援金」「介護納付金」について詳しく見ていきます。

保険証の裏面の「臓器提供意思表示欄」をご存知ですか？

臓器移植とは、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下し、移植でしか治療できない人と脳死後または心臓の停止後に臓器を提供してもいいという人を結ぶ医療です。

小都市国保では、少しでも多くの人が臓器提供の意思表示にご協力いただけるよう、保険証裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。万が一の時に自分の意思を尊重してもらうためにも、臓器移植について日ごろから家族と話し合い、あらかじめ意思表示をしておきましょう。

※意思表示は、インターネットでの登録や運転免許証(裏面に記載欄がある場合)でも行うことができます



臓器提供の意思表示ができる人

【臓器の提供を希望する意思表示】

★15歳以上の人　※本人の臓器提供を希望しない意思表示がなく、家族の承諾があれば、15歳未満でも提供が可能です

【臓器提供を希望しない意思表示】

★年齢制限なし

記入時の注意事項

- 1 意思表示欄の記入は任意です。意思表示をしなかったことで、受けられる医療の内容に違いが出ることはありません。
- 2 意思表示欄の記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。

■臓器提供についての問合せ先

(社)日本臓器移植ネットワーク ☎0120-78-1069 HP: <http://www.jotnw.or.jp>